

平成 25 年兵庫県立大学工学研究科規程第 6 号
兵庫県立大学工学研究科履修規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、兵庫県立大学工学研究科規程（平成 25 年兵庫県立大学工学研究科規程第 1 号。以下「工学研究科規程」という。）第 23 条の規定に基づき、学生の履修に関して必要な事項を定めるものとする。

(履修願の提出期間)

第 2 条 履修願の提出期間については、4 月初め及び 9 月下旬に指定する。

2 前項に指定する期間内に履修願を提出しなかった科目については、授業及び試験を受けることができない。ただし、特に教務委員会においてその事情が正当と認められた場合は、この限りではない。

(学部授業科目の履修)

第 3 条 学生は、工学部規程別表第 1 に規定する開講科目を受講することができる。修得した単位は、修了要件に算入することができない。なお、当該科目の受講については工学部規程及び工学部履修規程を準用する。

2 学生は、前項による授業科目を履修しようとするときは、工学研究科長（以下「研究科長」という。）の許可を得なければならない。

(他の専攻又は他の研究科及び他の大学院における授業科目の履修)

第 4 条 工学研究科規程第 9 条及び第 12 条の規定に基づき他の専攻又は他の研究科及び他の大学院における授業科目を履修するときは、あらかじめ工学研究科教授会（以下「教授会」という。）の意見を聴いた上で研究科長の許可を得た後、第 2 条の規定に従い履修願を提出しなければならない。

(履修願の変更)

第 5 条 4 月下旬及び 10 月中旬の指定する期間内に履修修正願の提出により認める。また、時間割を変更した場合にも認める。

(履修願の遵守事項)

第 6 条 履修願は、次の各号の規定を遵守のうえ、提出しなければならない。

(1) 各専攻所属部門の指定する科目及び配当時間に履修すること

(2) 特別研究の時間に他の科目を履修しようとする場合は、研究指導教員の承認を得ること

2 前項の規定を遵守していない場合は、原則としてその科目の履修を認めない。

(定期試験等)

第 7 条 定期試験は、工学研究科学年暦に示す期間に行う。

2 定期試験を行わない科目についての評価は、実験、実習、論文、レポート等による。

3 不合格者に対する再試験は行わない。

(教育実習の履修)

第8条 教育実習を履修しようとする者は、履修の前年度の指定する期間内に、学務所管課に願い出なければならない。なお、当該科目の受講については工学部規程及び工学部履修規程を準用する。

2 学生は、前項による授業科目を履修しようとするときは、研究科長の許可を得なければならない。

(介護等体験)

第9条 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）による免許状（中学1種）の取得を目指す者で「介護等の体験」を行い、教科又は教職に関する専門科目としての単位を取得しようとする者は、履修の前年度の12月に指定する期間内に、学務所管課に願い出なければならない。

2 社会福祉施設等又は特殊教育諸学校からの受け入れに関する通知又は承諾があった者は、当該実施団体の定めるところにより「介護等の体験」を行なわなければならない。

(規程の改正)

第10条 この規程の改正は、教授会の意見を聴いた上で研究科長が行う。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、学生の履修に関して必要な事項は、教務委員会において別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月18日一部改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月16日一部改正）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。